

門別都市計画（日高町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1. 都市計画の目標

1. 基本的事項

（1）目標年次

この方針では、門別都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設の決定方針を令和 12 年（2030 年）の姿として策定する。

（2）範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

門別都市計画区域	市町名	範囲	規模
	日高町	行政区域の一部	約 6,233ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域日高地域の西端に位置しており、国道 235 号沿道を中心に市街地が形成され、平成 18 年には旧門別町と旧日高町の合併により新たに日高町が設置されたところである。

産業については、雄大な太平洋や日高山脈から流下する沙流川等の豊かな水資源、これらの流域に開けた広大な農地や牧歌的風景等の豊かな自然を背景として、農業・漁業・観光産業を中心に発展してきた。

南西部に広がる丘陵地を核とした競走馬の生産が盛んであり、道内有数の馬産地である「優駿の里」として広く知られている。また、河川流域の肥沃な土地における稲作等を中心とした一次産業が基幹産業であるが、取り巻く環境の変化や就業者の高齢化、後継者不足等への対応が求められている。

市街地は、行政の中心地としての門別本町地区、内陸方面への交通の要所及び商工業の中心地としての富川地区の 2 つの地域に分かれており、それぞれ用途地域を指定している。

特に富川地区は、本区域の活性化の中心拠点として位置づけられており、交流、集客、魅力創出、生活支援、遊びの拠点施設となる「笑顔でつながる情報発信基地」を整備することにより、地区の将来像である「にぎわいと活力をうみだすまち」を目指す必要がある。

道路交通については、本区域における高規格幹線道路（日高自動車道）の整備完了を受け、道路網の計画的な整備を進めるとともに、市街地整備と併せた計画的な道路網の見直しが必要である。

本区域では、町民や企業の活力を基盤にそれぞれの地域特性を活かし、雇用の場を確保することで人々がいきいきと働き、町民一人ひとりの所得の向上を目指しながら、生涯にわたって学び、住み慣れた本町で安心して笑顔に包まれ暮らし続けることのできるまちづくりの継続を目指し、将来像を「いきいきと働き、学び、安心と笑顔で暮らせる町」と定め、この将来像の実現のため、次のような基本方針を掲げまちづくりを進めることとしている。

- ・安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり
- ・産業が元気なまちづくり
- ・豊かな心を育む教育・文化のまちづくり
- ・快適で安全なまちづくり

- ・新しい自治を推進するまちづくり
- ・行財政の効率的なまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は、人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口及び世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易でないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域では、JR富川駅やJR日高門別駅を核とし、3・4・1富川本町通（国道235号）を基軸とし、計画的に市街地の整備が進められてきた。

しかしながら、近年は人口の減少や少子高齢化の進行、就業者の高齢化や後継者不足による、商店街を中心とした空洞化や産業の停滞が課題となっている。

このため、本区域では、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、商業業務地及び工業・流通業務地の周囲に配置し、一定の業務施設や福祉施設の立地を認めることにより、利便性の向上と住環境の保全が図られた住宅地を形成する。
- ・専用住宅地は、低層住宅を主体として、富川地区のうち、富川北5丁目、富川北6丁目、富川東5丁目、富川西1丁目から富川西3丁目、富川西5丁目の一部及び、門別本町地区のうち、緑町及び海岸町の一部に配置し、良好な住環境の保全を図る。

② 商業業務地

中心商業業務地を、富川地区の3・4・1号富川本町通（国道235号）、3・4・

2号栄通（国道237号）及び3・4・6号富川南通（一般道道富川停車場線）の各交差点付近に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

一般工業地を、富川地区の3・4・1号富川本町通（国道235号）沿道の市街地の東西端、3・4・2号栄通（国道237号）沿道の市街地端部及びJR富川駅前の沙流川沿い等に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

門別本町地区の既存商業業務地は、過疎化や商業環境の変化により、商業系土地利用の需要が低下していることから、周辺の土地利用を踏まえ住居系土地利用への転換を検討する。

（2）市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

狭隘な道路が多い密集市街地においては、道路等公共施設の整備等にあわせ、住環境を改善し、ゆとりある住宅地の形成に努める。

（3）その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・ 土砂災害特別警戒区域に指定されている富川地区の富川北4丁目、富川北5丁目、富川東1丁目、富川東5丁目、富川南6丁目、平賀及び門別本町地区の緑町については、災害防止の観点から特に市街化を抑制する。
- ・ 既存市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 門別自然公園及び富川自然公園は、市街地内に残された自然環境であり、住民にとって身近なみどりとして貴重な存在であることから、市街化を抑制し引き続き保全を図る。
- ・ 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・ その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、丘陵地、海浜地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。特に、日高自動車道日高富川インターチェンジ周辺及び日高門別インターチェンジ周辺について

は、今後の土地利用の動向等を踏まえ、周辺環境の保全と土地利用の整序を図る。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備方針

本区域は、道央広域連携地域日高地域の西部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものとする。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・地域産業の活性化を支援していくため、漁業の門別漁港、富浜漁港及び酪農業・観光の門別競馬場等の連携に配慮した道路網の構築を図る。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	2.86 km/km ²	2.90 km/km ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道 路

- ・一般国道自動車専用道路日高自動車道が市街地の北側を通過していることから、必要なアクセス道路について適切に配置する。
- ・3・4・1号富川本町通(国道235号)及び3・4・2号栄通(国道237号)を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・6号富川南通(一般道道富川停車場線)、3・4・13号本町通(一般道道正和門別停車場線)、3・4・14号門別駅前通(一般道道正和門別停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

総合的な交通の円滑化と利便性の向上を図るため、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

近年における気候の変動は、中小河川の氾濫、雨水排水施設の整備の立ち遅れによる浸水被害等の問題をもたらしている。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成 27 年（2015 年）で 67.0%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

本区域の下水道については、下水管渠を確保し、富川地区と門別本町地区のそれぞれに処理場を適切に配置する。

b 河川

沙流川及び日高門別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策等に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・門別本町地区における下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。
- ・沙流川及び日高門別川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、沙流川を軸とした富川さるがわせせらぎ公園や富川・門別本町の両市街地に位置する富川自然公園及び門別自然公園のほか、日高山脈を中心とした森林景観や、海岸線に望む牧場風景等の地域資源により、良好な都市環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成及びその他機能が総合的に発揮され、かつ、緑のオープンスペースのネットワ

ークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように緑地の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

都市の骨格となる緑地として、富川さるがわせせらぎ公園、富川自然公園及び門別自然公園を配置する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、市街地整備の進捗を見据えた住区基幹公園の配置のあり方を検討するほか、とみかわふれあい広場、富川東運動公園及び緑町遊園地を配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、富川さるがわせせらぎ公園、富川自然公園及び門別自然公園を配置する。

c 防災系統

災害時における避難地及び防災拠点として、富川さるがわせせらぎ公園、富川自然公園及び門別自然公園を配置する。

d 景観構成系統

郷土的景観を形成する、富川さるがわせせらぎ公園を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。

また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」の策定の検討を進めるとともに、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。